

〈学生・教職員の皆さんへ〉

群馬県のコロナ対応警戒度引き上げに伴う本学の対応について

令和3年7月29日

群馬県立女子大学

本日、群馬県コロナウイルス感染症対策本部会議にて、県内においても感染拡大に歯止めがかからない状況を踏まえ、8月2日から、県警戒度が「2」から「3」へ引き上げられることとなりました。今後、更なる引き上げも考えられます。

現在、学内においても感染者がでており、特に30代以下の若い世代の感染が全国的に広がっています。群馬県では、7月29日の感染防止緊急メッセージにおいて、「特に若い世代は、県営ワクチン接種センターも活用し、ワクチン接種を積極的にご検討ください」との要請がありました。ただし、ワクチン接種は、あくまで個人の判断となります。

このため、8月2日から、大学での入構制限を「レベル3」へ引き上げます。

1 次の事項については、以下のように対応します。

- (1)授業について 原則、対面授業とします（試験を含む）。
- (2)教員の会議 原則、遠隔会議とし、委員長の判断により対面での会議も可。
- (3)教員の勤務等 授業のない日については、原則、在宅勤務とする。入構する場合は、事務局に届け出る。
- (4)学生の課外活動 原則、禁止とします。ただし、全国大会につながる大会への参加はその限りではありません。
- (5)学外学修活動 原則として活動禁止。ただし、感染状況により認める場合がありますので、相談してください。
- (6)インターンシップ 学校からの斡旋によるインターンシップは禁止とします。ただし、感染状況により認める場合がありますので相談してください。
- (7)単位認定を伴うボランティア活動 禁止とします。ただし、感染状況により認める場合がありますので相談してください。なお、現在、活動しているものについては相談してください。
- (8)学生の学内利用 学内利用の平日の退出時間は、午後8時までとします。原則、土日祝日は利用できません。

(9)フェイスガード

近距離（約2 m以内）で対面対話のある授業については、マスクを装着し、フェイスガードを着用することを推奨とします。グループワーク、発声を伴う授業は必須ですが、授業の指定はありませんので各自必要に応じて着用してください。

(10)健康・行動観察

毎日、検温を含む健康・行動観察を行い「健康・行動シート」に記入をしてください。非接触性体温計を学内の1号館または2号館の入口にも設置してあるので活用し、発熱や、風邪症状がある場合は、休んで、医療機関を受診してください。

また、コロナ禍の中、不安な事、悩み事がありましたら、保健室、カウンセリングルーム等にご相談ください。

発熱や、風邪症状がある場合は、**群馬県受診・相談コールセンター【24時間対応】**（TEL：0570-082-820）へ、**新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者と判明した場合はすみやかに学校へ連絡**してください（TEL：0270-65-8511 アドレス：学生 corona-g@mail.gpwu.ac.jp、教員 corona-k@mail.gpwu.ac.jp）

2 引き続き以下の感染防止対策をお願いします。

3密となるリスクが高く、感染防止が取られていない場所への不要不急の外出は自粛してください。課外活動やゼミ等に限らず、懇親会、飲み会、合宿、活動前後の会食や会合は、いかなる名目であろうと行わないこと。

リスクを伴う5つの場面（国が定めたもの：飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）を行わないよう注意をお願いします。

群馬県では、7月29日の感染防止緊急メッセージにおいて、**緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域への県外移動は、延期又は控えるとともにその他の地域への移動も特に慎重に行動**するよう要請がありました。

大学での授業実施及び入構制限について

| 制限レベル | レベルの説明 | 授業の実施 | 課外活動 | 学生 | 専任教員 | 非常勤講師 | 左記以外の者 |
|-------|---|--|----------------------------------|---|--|-------------------------------------|----------------------------------|
| レベル1 | 感染症拡大が収束していると認められる状況 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
| レベル2 | 群馬県内で感染者が確認され、近隣の地域においては感染の拡大が認められる状況 | 原則、対面授業により実施し、特別な理由がある場合は、遠隔授業を実施 | 課外活動に係る開始届を大学に提出し、感染防止対策の上実施可能 | 対面授業の受講又は大学に用件がある場合(例:事務局、図書館、CALL教室、実技棟等の利用)以外は、原則として入構禁止 | 原則、出勤とし、在宅勤務の際には、事前に大学へ届け出る | 対面授業の実施以外は、原則として入構禁止 | 事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止(運送事業者を除く) |
| レベル3 | 群馬県内において感染者の急増があり、大学危機対策本部が制限強化の必要を認めた時 | 原則遠隔授業により実施し、対面授業を実施する必要がある場合は、大学に申請の上許可を得て実施 ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある | 原則として活動禁止 ただし、感染状況により認める場合がある | 対面授業の受講又は大学に用件があり、申請の上許可された場合を除き、原則として入構禁止 ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある | 対面授業の実施を除き、入構の際には、事前に大学の許可を得る ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある | 対面授業の実施以外は、原則として入構禁止 | 事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止(運送事業者を除く) |
| レベル4 | 群馬県に緊急事態宣言が発令された時 または、大学危機対策本部が必要と認めた時 | 遠隔授業により実施 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある | 原則として活動禁止 | 入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある | 学長が認めた者以外は、入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある | 入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある | 学長が認めた者以外は、入構禁止 |